

# 鶴岡市立鶴岡第五中学校

# 防災安全マニュアル

(令和5年度)

I	事前の危機管理	P 1 ~ P 7
II	大地震・津波発生時の対応	P 8 ~ 1 5
	① 地震発生時対応マニュアル (生徒用)	P 1 6
	② 地震発生時対応マニュアル (職員用)	P 1 7
III	火災発生時の対応	P 1 8
IV	台風・落雷・竜巻発生時の対応	P 1 9
V	不審者侵入時の対応	P 2 0
VI	災害対策と避難訓練	P 2 1 ~ P 2 2
VII	避難経路図	P 2 3

# I 事前の危機管理 【備える＝被害の最小化に向けて】

## 1 本校の状況

- (1) 生徒数285名、職員数38名（非常勤・臨時職員を含む）
- (2) 大山・西郷・加茂・湯野浜の4地区からなり、加茂・湯野浜は海岸地。
  - 海岸沿いの地域は、最大5m以上の津波が予想される。
  - スクールバスが運行する、湯野浜・加茂間の国道112号線、加茂・油戸間の県道50号線は、ハザードマップで津波被害が予想されるルート。
- (3) 建築25年目の校舎・体育館。耐震強度は震度7。
- (4) 校地は、水田埋立地。鶴岡市ハザードマップでは、液状化の可能性が高い地域。
- (5) グランドが1次避難所、体育館が2次避難場所となっている。
  - 新潟地震では、大山地区で家屋の損壊被害突出（全壊374、半壊749）
- (6) 帰宅困難な生徒数は、最大で129名。（スクールバス生徒）
  - 加茂・湯野浜地区、学区外生徒72名、西郷・大山地区生徒213名。
- (7) 屋上に受水槽はなく、飲用水の備蓄量は0である。
  - ただし、防火水槽はある。また、敷地内を農業用水路が流れている。
  - 新潟地震の際、上水道供給停止。
  - 庄内平野東縁断層帯地震震度6強予想。被害想定では、数日間の断水予想。
- (8) 重油を使用し全館暖房するシステムで、備蓄は地下タンクに最大500立米。
- (9) 灯油備蓄量は、ホームタンクに最大485リットル。
- (10) 湯沸かし器及び調理室の熱源は、都市ガス。供給は庄内中部ガス。
- (11) グランドは、臨時ヘリポート及びドクターヘリ臨時離発着場指定。

## 2 本校の最悪の想定（ハザード）とその対応

- (1) 本校グラウンドの地割れや液状化・地盤沈下、防球フェンス・バックネット倒壊 → アリーナ避難
- (2) 道路の亀裂や土砂災害で交通網の遮断 → 学校待機、引き渡し
- (3) 自校よりの出火、近隣からの延焼
  - アリーナよりグラウンドへ二次避難
  - 必要であれば、三次避難（①出羽商工会大山支所 ②大山コミセン ③大山小）
- (4) 津波・大津波（油戸・加茂・湯野浜で最大5m以上の津波想定）
  - 加茂・湯野浜地区生徒の学校待機、引き渡し
- (5) 大山川を津波が遡上、グラウンド浸水
  - アリーナ避難、場合によっては校舎三階避難 ※ 校舎屋上への経路確認
- (6) 下池、上池等の決壊、浸水 → アリーナ避難
- (7) 女川（宮城）、柏崎刈羽（新潟）原発事故・放射能汚染 → 学校待機（屋内避難）、引き渡し
- (8) ライフラインの長期間の停止
  - ①停電 → 乾電池式ランタン・懐中電灯及び乾電池等の準備
    - 大山コミセンに発電機4、投光器5あり。本校に投光器1。
  - ②断水による上下水道使用不可
    - 1) 避難所に指定されれば、鶴岡市が速やかに飲料水搬入（流通備蓄の考え）
    - 2) テニスコート脇トイレの活用（用水路からトイレ用水）
      - ・男：小2、大1 女：2 障害者用：1
    - 3) 仮設トイレ・簡易トイレ設置・マンホールトイレの搬入・設置
  - ③ガス供給停止
    - 湯沸かし用カセットコンロ準備、プロパンガス及びガス台借用
  - ④電話回線の途絶（電話、FAX、メール使用不可） ※災害時優先電話、停電用
    - 事前に、学校待機、引き渡し方法を保護者に周知
    - 鶴岡市防災行政無線は、1回線のみなので学校側からの使用不可
  - ⑤基地局損壊による携帯電話不通、ワンセグテレビ視聴不可 → 携帯ラジオでの情報収集
- (9) 帰宅困難生徒、職員、多数の避難住民への初期対応
  - 飲料水・食料は、市が手配（生徒集金や教育後援会で水・乾パン準備?）、毛布は大山コミセン

### 3 防災対策

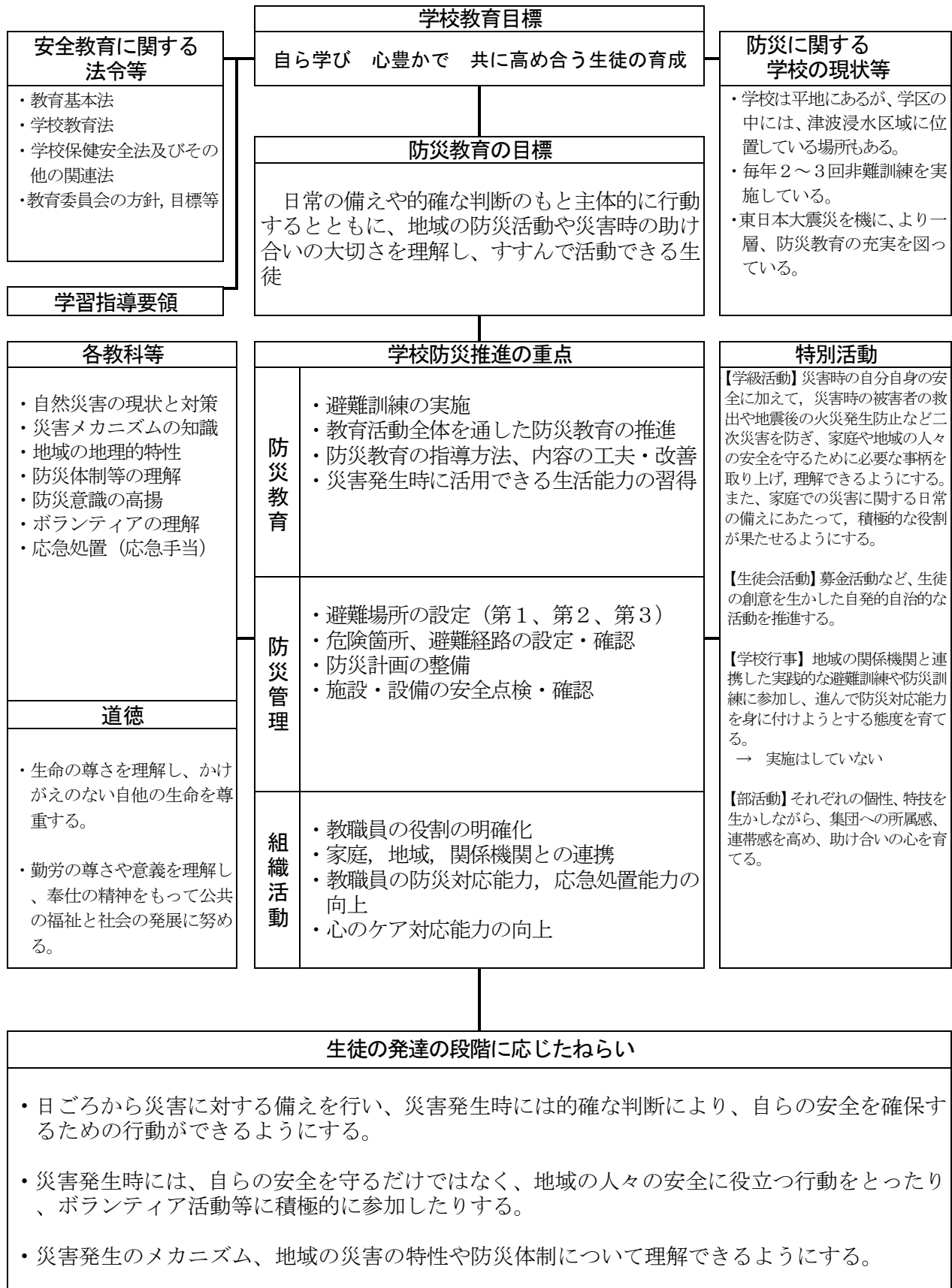
- (1) 健康指導部に防災安全主任を設け、校長の指示の下、防災教育の企画立案を担当する。
  - ①生徒に対する防災教育の計画実施
  - ②職員に対する防災研修の計画実施
  - ③防災訓練の計画実施
- (2) 防災訓練・避難計画（5月に第1回の避難訓練を実施）
  - ①指示・誘導される受け身の避難訓練から、自らの命を守り抜く主体的な避難訓練となるようにする。
  - ②授業時だけでなく、部活動や休憩時間の発生を想定した避難訓練を実施する。  
また、校内避難訓練だけでなく、登下校時の避難訓練、集団下校訓練も検討する。
  - ③緊急地震速報・NTTドコモ緊急速報を想定した避難訓練にする。
  - ④地震の一次避難場所は、体育館アリーナに固定する。
- (3) 施設設備の点検、落下物・倒壊物・移動物の除去
  - ①校内の施設点検を毎月1日に全員で実施する。
  - ②廊下・アリーナには、常に落下物、倒壊物、移動物がないようにする。
    - 1) 室内の棚・ロッカー等はL字型金具で固定
    - 2) 棚の上には物を置かない。※美術室石膏像 ※職員室ハンドマイクは床に
    - 3) 展示棚の中身が飛び出さないようにする。
    - 4) ピアノ、テレビ、給食コンテナ等の備品類の移動・倒壊防止策
    - 5) 非構造部材（照明器具、天井材、外装材、窓等）も点検
    - 6) 避難路となる職員室前廊下の賞状額落下の可能性大→画鋏止めに変更  
※ 図書室の本は、震度が大きければ散乱。職員室の引き出しは飛び出す。
- (4) 防災用具等の整備【五中は倒壊しない→籠城型】
  - ①開放用用具庫（アリーナ入口付近：2F）  
電池式ランタン ※ローソク、ライター等の裸火は使わない。  
AED（体育館入口付近）、ジェットヒーター（体育館用具室に5台）
  - ②職員室（1F）  
防災無線、生徒名簿、生徒調査票（15学級分）、マスターキー、乾電池、ハンドマイク、ホイッスル、懐中電灯、学区地図（校長室）、携帯ラジオ、個人用携帯電話及び電池式充電器
  - ③技能士室（1F）  
ボール等の工具、ジャッキ、軍手、ロープ、スリッパ（避難者用）、ブルーシート、スコップ、投光器、大型送風機20台（各階）
  - ④家庭科室（1F）  
食器類・調理器具一式、ガス台、洗濯機

### 4 家庭との連絡体制の整備

- (1) 保護者への連絡は、一斉メールを基本とする。
- (2) 個別の連絡については、生徒調査票に記載された緊急連絡先（第1から第3まで）に電話連絡をすることを基本とする。回線電話不通の場合は携帯電話に連絡する。
- (3) 電話が通じない場合は、災害伝言ダイヤル171を活用する。
  - ①録音の場合
    - 1) 171を押す。
    - 2) 音声ガイドに従い、プッシュ式の数字の1を押す。
    - 3) 本校の電話番号を市外局番から押す(0235332222)。
    - 4) プッシュ式の数字の1の後、#を押す。
    - 5) ピッと鳴ったら、30秒以内で伝言を話す。
    - 6) 話し終わったら、プッシュ式の数字の9の後、#を押す。
  - ②再生の場合
    - 1) 171を押す。
    - 2) 音声ガイドに従い、プッシュ式の数字の2を押す。
    - 3) 連絡を取りたい本校の電話番号を押す(0235332222)。
    - 4) プッシュ式の数字の1の後、#を押す。
    - 5) 新しい順に伝言を聞く。伝言日時も流れる（繰り返し聞くときは8#）。

※ 防災無線は1回線しかないことから、使用が困難な状況にある。  
※ 防災無線は、鶴岡市から緊急時に一斉放送の形で使用。双方向使用は無理。

## 5 防災全体計画



\* 山形県教育委員会「防災教育『指導の手引き』小学校／中学校編」 P2 参照  
 文部科学省 学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」 P10 参照

## 6 職員の動員体制

※ 鶴岡市地域防災計画および大規模災害発生時の山形県教育庁職員活動マニュアルを参照

### (1) 一次警戒体制（震度3）

配備発令基準	○震度3の地震が観測されたとき ○暴風（雪）警報が発表されたとき				
本部設置	●本部設置なし（情報収集、連絡活動）				
校長		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく。 ・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）	・必要に応じて対応する。	・配備につき、情報の収集にあたる。 ・校長と連携を図る。	・必要に応じて対応する。	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・必要に応じて対応する。

### (2) 二次警戒体制（震度4 津波注意報）・災害警戒本部体制（風水害）

配備発令基準	○震度4の地震が観測されたとき 津波注意報が発表されたとき ○大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき ○台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ◇猛烈な台風が庄内地方に接近すると予想されるとき ◇集中豪雨等により、土砂災害等が予測、または発生したとき ◇床下、床上浸水が発生したとき ◇河川が避難判断水位に達したとき ◇市長が特に認めたとき				
本部設置	●災害警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
本部長（校長）		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく。 ・ <b>地震</b> ：生徒の安全確認、施設破損状況を確認させる。 ・ <b>津波</b> ：各種情報を確認し、待機を迅速に判断する。 ・ <b>その他災害</b> ：気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・教育委員会へ報告する。	・状況により、学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・教育委員会へ報告する。	・配備につく。 ・待機、避難を指示する。（放送等） ・情報を収集する。（気象情報、警報）	・校長の指示で学校での配備につく。 ・情報を収集する。（気象情報、警報）	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・教頭の指示で必要に応じて対応する。

(3) 第一次非常配備 (震度5弱 津波警報)

配備発令基準	○震度5弱の地震が観測されたとき 津波警報が発表されたとき ○猛烈な台風が到達し、大きな被害が発生、又は予想されるとき ○河川が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき ○河川の増水により、避難準備・高齢者等避難開始が発表されたとき				
本部設置	●災害対策本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
本部長 (校長)		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>地震: 迅速に避難誘導させる。</li> <li>津波: 各種情報を確認し、待機を迅速に判断する。</li> <li>その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り、部活動中止等)</li> <li>避難者の対応について、教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに学校での配備につく。</li> <li>災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等)</li> <li>教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>避難の指示をする。(放送等)</li> <li>情報収集(気象情報、警報)と職員への周知徹底をする。</li> <li>全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長の指示で直ちに学校での配備につく。</li> <li>校長から指示を受けた内容を全職員にメールで周知する。(生徒の安否確認、登校判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ定められた職員は配備につく。(教務主任)(生徒指導主事)(学年主任)(安全主任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教頭の指示であらかじめ定められた職員は学校での配備につく。(教務主任)(生徒指導主事)(安全主任)</li> <li>状況により、全職員が学校での配備につく。</li> </ul>

(4) 第二次非常配備 (震度6弱以上 大津波警報) ※ 特別警報

配備発令基準	○震度6弱以上の地震が観測されたとき 大津波警報が発表されたとき ○特別警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪) が発表されたとき ○河川の氾濫発生情報が発表されたとき (堤防の決壊・越水など) ○避難勧告・避難指示 (緊急) を発表したとき ○大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき				
本部設置	●災害対策本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
本部長 (校長)		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>地震: 迅速に避難誘導させる。</li> <li>津波: 各種情報を確認し、待機を迅速に判断する。</li> <li>その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。</li> <li>避難者の対応について教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに学校での配備につく。</li> <li>災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等)</li> <li>教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>迅速に避難の指示をする。(放送等)</li> <li>第1避難場所の安全確認をする。</li> <li>校長の指示で第2(第3)避難場所への避難を指示する。</li> <li>情報収集(気象情報、警報)と職員への周知徹底をする。</li> <li>全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長の指示で直ちに学校での配備につく。</li> <li>校長から指示を受けた内容を全職員にメールで周知する。(生徒の安否確認、登校判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員が直ちに配備につく。</li> <li>教頭からの指示を受け、担当業務に当たる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教頭の指示であらかじめ定められた職員は学校での配備につく。(教務主任)(生徒指導主事)(安全主任)</li> <li>状況により、全職員が学校での配備につく。</li> <li>教頭からの指示を受け、担当業務に当たる。</li> </ul>

## 7 災害対策本部と業務内容

係	職員	業務内容	主な必要物品
本部	○校長 教頭 小久保	○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各係との連絡調整 ○教育委員会、市災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象、災害、交通情報等） ○報道機関との連絡・対応	拡声器、メガホン ホイッスル ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種） 引き渡しカード 在校生徒確認表
通報 搬出係	○工藤 佐亜 池田	○消防・警察への一報 ○災害時警報・災害場所の報告 ○公簿・重要書類・非常持ち出し品の搬出	非常持ち出し品 重要書類
初期 対応係	○菅有 本間 (全職員)	○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認、被害拡大の防止と安全確保 ○防火シャッターの操作 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の他係を支援する。	消火器 防煙マスク 安全点検表
救護係	○佐藤千 (全職員)	○保健室・別室生徒の誘導 ○緊急医薬品、担架の持ち出し（AED含む） ○負傷者や病人の救護処置、医療機関への連絡 ○「心のケア」の実施 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定）	医薬品 担架・AED 毛布 シート バール、スコップ等
巡視 救助係	○佐藤友 p. - 6 - (全職員)	○校舎内外の巡視 ○不明者の搜索と負傷者の救助	懐中電灯 ホイッスル
避難 誘導係	全職員	○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○安否確認（負傷状況の把握）と本部への報告 ○安否確認できない児童生徒の搜索	拡声器、メガホン ホイッスル 強カライト

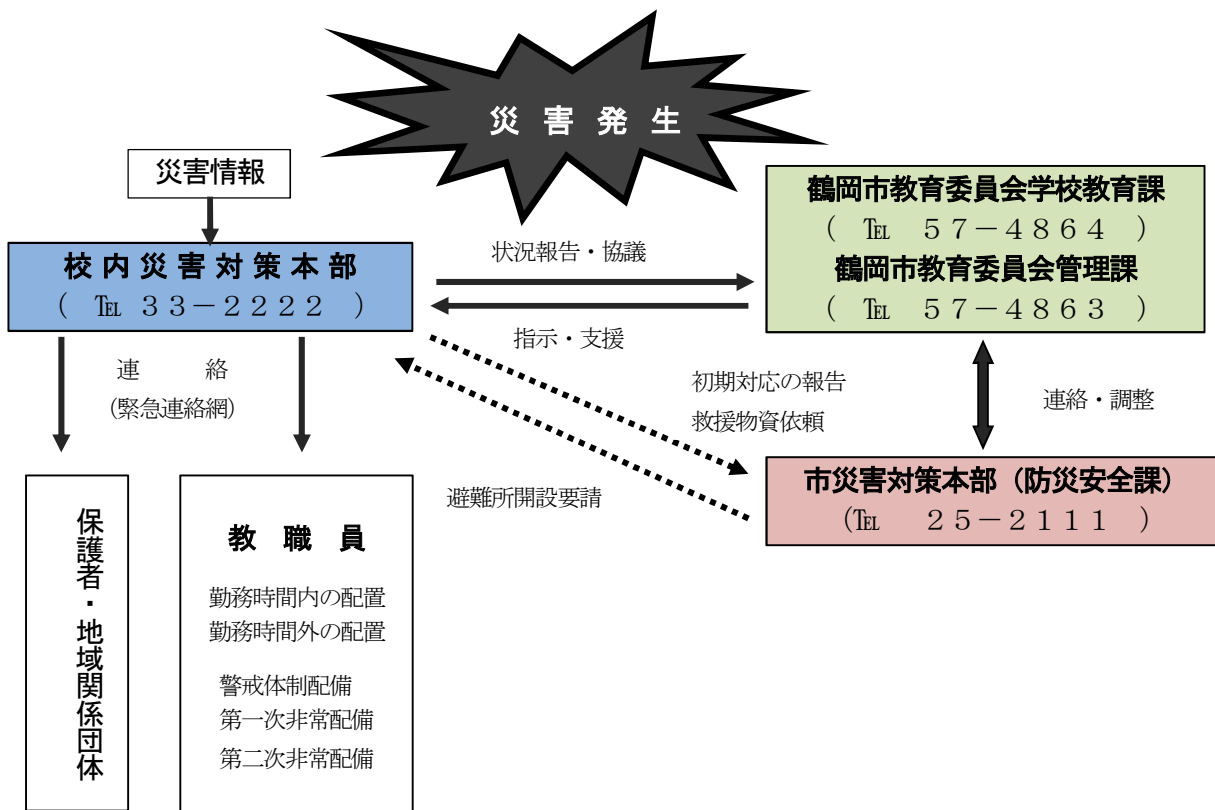
### ◇避難場所

- 一次避難場所： 体育館・グラウンド
- 二次避難場所： グラウンド・校舎3階・校舎屋上
- 三次避難場所： 出羽商工会大山支所・大山コミセン・大山小

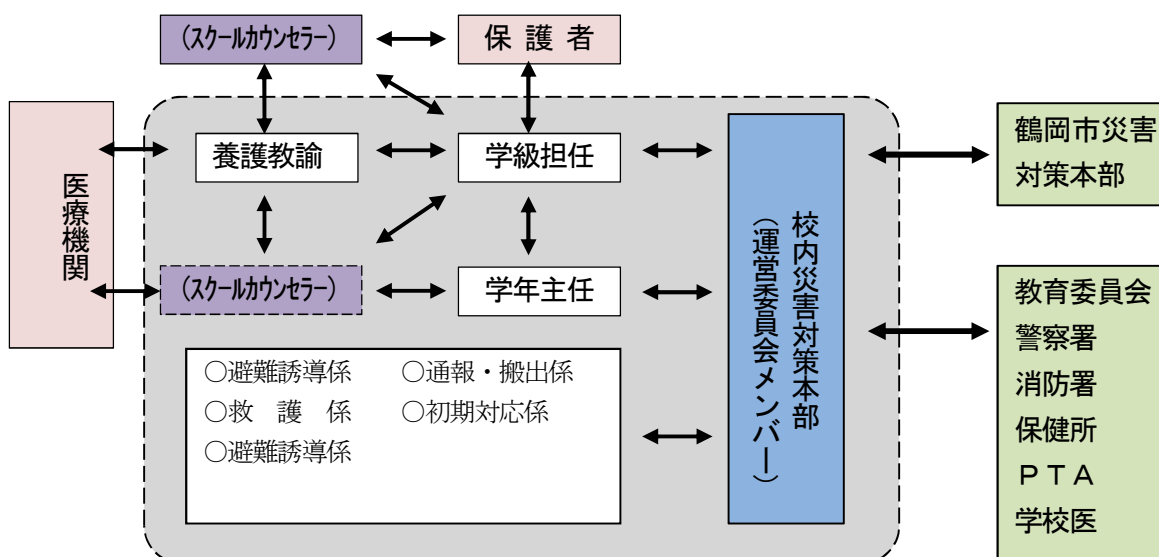
### ◇ 非常時に持ち出すもの

・ホイッスル	・ラジオ	・懐中電灯	・乾電池（各種）
・生徒名簿	・学区内地図	・校舎配置図	・引き渡しカード

## 8 情報連絡体制



### 学校組織 (校内災害対策本部)





## II 大地震・津波発生時の対応

### 1 地震発生時の基本的な考え方

(1) 生徒が自らの命を守り抜くため、地震が発生したら自ら頭部を守るなどして安全を確保し、揺れが収まったら、より安全な場所に避難する。

- ・基本は、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に一次避難
- ・校外、自宅にいた場合も、自分の身は自分で守る。

■群馬大学大学院教授片田敏孝氏「3つの柱」

- ① 想定にとらわれるな。災害は常に想定通りに来ないと肝に銘じる。
- ② 状況の中でベストを尽くせ。より安全な場所へベストを尽くして逃げろ。
- ③ 率先避難者たれ。他人の命ではなく、自分の命をとにかく最優先で守れ。君が必死に逃げる姿が、他の人の非難を可能にする。

(2) 教職員は、安全確保、一次避難指示、救助・応急手当、緊急持出等の緊急対応を行う。その後、津波や火災が発生した場合は、二次避難を指示する。

### 2 校内における避難

(1) **緊急地震速報・NTTドコモ緊急速報「エリアメール」発令で安全確保指示。**

※ 空振りを恐れず、校内放送で指示。

※ 停電時でも非常電源が作動し、校内放送は使用可能。

※ 校内放送が使えない場合、職員室在室職員が手分けして拡声器で指示。

(2) **生徒が強震を感じたら自ら机の下に入り机の脚を持ち、安全を確保する。放送前でも、自分の判断で下に入り机の脚を持つ。**

教科担任も、放送前に自己判断で安全確保を指示し、入り口の戸を開け、避難路を確保する。また、**不安軽減の声かけ**を継続する。

(3) 廊下、体育館、グラウンドにいた場合も、安全な場所を瞬時に判断し、安全を確保する。休み時間、部活動等で指示がなくても、自分の身は自分で守る。

※ 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所

※ 窓際（ガラス破損）は避ける。蛍光灯の下（落下）は避ける。

(4) 揺れが収まったら、頭部を保護しながら体育館アリーナへ一次避難する。放送の指示がなくても、教科担任や部活動顧問、または、生徒の判断で体育館へ避難する。一次避難完了後、人員点呼し、安全を確認する。負傷者・不明者がいたら、対応する。

(5) 土日の部活動時も同様とする。

### 3 登下校時の避難

(1) 徒歩及び自転車通学生徒は、地震発生時、一時停止し、安全を確保する。

※ 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難。

※ ブロック塀、自動販売機等の倒壊に注意。

② 揺れが収まったら、自宅に戻るか登校するか、避難所に避難するか判断する。

(2) **バス通学生徒は、運転手がラジオで情報収集し判断するので、その指示に従う。**

① **バス運転手は運行中に大きな揺れを感じた場合は直ちに停車し、ラジオで情報を得る。【津波の有無、警報発令、津波到達予想時間】** ※携帯電話も持参

② **3・4・5・6コースが海岸沿いを運行中、津波やがけ崩れの恐れがある場合は、運転手は直ちに乗車生徒とともに安全な高台に避難する。**

※ 運転手は、ハザードマップで経路の浸水区域を確認しておく。

**3コース** 22名 **4コース** (湯野浜ロータリー・庄交ハイヤー前) 35名

※ 湯野浜→湯野浜温泉神社、乗慶院、満光園、電車道より上に

**5コース** (宮沢、金沢) 3名 ※他に、菱津～中楯生徒が乗車

※ 金沢→熊野神社へ 宮沢→稲荷大明神へ

**6コース** (油戸・今泉・加茂春日神社・加茂登町・加茂緑町) 12名

※ 油戸付近→西目方面へ 今泉・加茂→加茂水産グラウンド、加茂坂へ

③ 下校時バス運行中に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合は、海岸部には乗り入れず、乗車生徒とともに五中に戻る。

④ 登校時バス運行中に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合は、乗車している生徒は自宅に戻さず、五中に向かう。乗車を求める生徒がいたら、可能であれば乗車させる。

※ 教委・庄交で様々なケースを想定し、運転手指導を行う必要性あり。

#### 4 校外で活動をしているときの避難（部活動、学校行事）

(1) 初期対応としての安全確保

※「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所

(2) 揺れが収まったら、安全な場所に一次避難。場合によって、二次避難。

(3) 顧問が帰宅方法を確認（場合によっては、現地待機で保護者引き渡し）

※ 事前に地図で一次、二次避難場所を確認しておく。

#### 5 在宅時の避難

(1) 初期対応としての安全確保

※「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」

※「膝まで津波が来たら、流される」

(2) 揺れが収まったら、自宅で待機するか、一次避難するかを判断。

(3) 浸水区域に自宅がある場合、揺れが収まったら高台・避難所に即避難

※ **自宅が浸水区域にあるか、事前にハザードマップで確認**

※ **津波安全マップ作成（加茂小、湯野浜小）：避難ルート、避難場所確認**

※「自分の身は自分で守る」、「率先避難者たれ」

※「助けられる人から、助ける人へ」

#### 6 校内対策本部の設置

(1) 災害発生時には、本校に災害対応本部を設置する。本部は、1階に被害がなければ校長室に、1階に被害があればアリーナステージに設置する。

(2) 本部長は校長が務める。校長不在の場合は、教頭が本部長を代行する。

(3) 本部員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、事務職員、技能職員とする。

(4) 本部は以下のことを行う。

① 一次・二次避難の判断・指示（校内放送使用不可なら、分担して伝令）

② 情報収集（テレビ、ラジオ、ワンセグテレビ等）

③ 施設設備の状況把握

④ 下校措置、休校の判断

⑤ 鶴岡市教育委員会への報告・連絡・相談

(5) 職員は、以下の役割を分担する。

①【学年団】生徒の安全確保（1次避難・2次避難誘導）、安否確認

②【養護教諭】救護

③【事務職員】非常持ち出し

④【技能職員】施設点検、応急修理

## 7 下校措置と学校待機・引き渡しの判断

- (1) 自転車・徒歩通生徒を帰宅させる場合は、事前に職員が分担して通学路の安全確認した上で、**集団下校**の措置をとる。
- ① 国道112号 友江～加茂坂
  - ② 県道38号 栃屋～専念寺
  - ③ 県道38号 友江～五中前～馬町～下川
  - ④ 県道336号 加茂坂～菱津
  - ⑤ 県道338号 友江～平成町
- (2) **学校待機・引き渡し**とするのは、以下の場合とする。
- ① **津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合、海岸沿いを運行するスクールバス(3・4・5・6コース)に乗車する以下の生徒**は、学校待機とする。

3コース	(農業試験場前、思恩園) 22名
4コース	(湯野浜ロータリー・庄交ハイヤー前) 35名
5コース	(宮沢、金沢) 3名
6コース	(油戸・今泉・加茂春日神社・加茂登町・加茂緑町) 12名

※ **津波警報発令中は、加茂地区、湯野浜地区の生徒の引き渡しは行わず、ともに学校待機し、安全を確保することを促す。**
  - ② **震度5強以上の地震発生**し、近隣の被害状況が不明の場合は、全員を、一旦学校待機とする。(5弱以下でも保護者から事前の申出があれば、学校待機は可)
  - ③ **交通網が遮断され、徒歩・自転車での帰宅、スクールバスの運行が不能な場合**は、学校待機とする。
  - ④ **上記以外で、健康面・精神面で不安のある生徒**は学校待機とし、引き渡す。
- (3) 学校待機と判断した場合、生徒名簿を使い、待機生徒に印をつける。
- (4) 学校待機生徒の保護者への引き渡しは、柔剣道場で行う。職員はビブスを着用する。生徒名簿で引き渡し確認を行う。**待機生徒用に、最低限の水・食料を備蓄する。**

## 8 地区毎の下校措置

### (1) 海岸部を通るスクールバス通学生徒【72名】

3コース	(農業試験場前、思恩園) 22名
4コース	(湯野浜ロータリー・庄交ハイヤー前) 35名
5コース	(宮沢、金沢) 3名
6コース	(油戸・今泉・加茂春日神社・加茂登町・加茂緑町) 12名

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 大津波警報、津波警報、津波注意報発令中<ol style="list-style-type: none"><li>1) 湯野浜・加茂地区(3・4・5(金沢)・6コース) SB運行中止</li><li>2) 湯野浜、加茂地区の情報収集</li><li>3) 学校待機とし、発令中は引き渡しを行わない。</li></ol></li><li>② 注意報・警報が解除、もしくは発令されない場合<ol style="list-style-type: none"><li>1) スクールバス運行が可能か、鶴岡市教育委員会管理課と協議</li><li>2) バスを出せない場合、徒歩で帰宅させず、学校待機・引き渡し。</li></ol></li></ol> |
|---|

### (2) 海岸部を通らないスクールバス通学生徒【48名】

- 1コース (西郷小前・天王前・千安京田・辻興屋・面野山・米出) 25名
- 2コース (長崎・西沼公民館・東茨新田・道地・西茨新田・西沼山) 20名
- 5コース (東松波町) 3名

- 1) 余震が収まった場合、職員が大山・西郷地区の通学路の安全確認
- 2) スクールバス運行が可能か、鶴岡市教育委員会管理課と協議
- 3) バスを出せない場合、徒歩で帰宅させず、学校待機・引き渡し。
- 4) 学区外通学生徒への対応

### (3) 自転車通学の菱津、栃屋、友江、大山、上柳原、下川地区の生徒

- 1) 余震が収まった場合、情報収集
- 2) 職員が大山・西郷地区の通学路の安全確認
- 3) 安全が確認された場合のみ、地区ごと自転車で集団下校 ※要訓練

### (4) 徒歩で通学している生徒

- 1) 余震が収まった場合、情報収集
- 2) 職員が大山・西郷地区の通学路の安全確認
- 3) 安全が確認された場合のみ、地区ごと徒歩で集団下校 ※要訓練

## 9 休校及び教育活動再開の判断

### (1) 臨時休校の基準

- ① 普通教室にまで避難者が入った場合
- ② 職員が避難所運営にあたらざるをえず、教育活動に従事できない場合

### (2) 教育活動再開の基準

- ① 避難者が普通教室からいなくなり、職員が授業可能になったとき
- ※ 教育活動を再開する際には、生徒の心のケアにも努める。

## 10 休日等に発生した場合の生徒の安否確認方法

- (1) 津波や震度5強以上の大きな地震により甚大な被害が予想される場合のみ実施。
- (2) 学級担任が各家庭に回線電話や携帯電話で連絡し、安否を確認する。
- (3) 電話連絡がつかない場合は、避難所等を職員が手分けして訪問し安否確認する。  
ただし、職員の安全確保が困難な場所・ルートは除く。避難先は、一覧にまとめる。
- (4) 不明者がいた場合は、所在がはっきりするまで安否確認を継続する。
- (5) 死亡者、不明者及び負傷者がいた場合、市教育委員会に速やかに報告する。

## 11 避難所開設・運営の基本的な考え方

- (1) 本校の帰宅困難生徒数は、最大で129名である。それに自主避難住民を加えると、相当数の数になることが予想される。  
※ 大山地区2060戸、住民7173人、35町内会(24.7/31現在)  
※ 大山地区の二次避難所は、鶴五中体育館(829名収容)、大山小体育館(311名収容)、大山コミセン(246名収容)の3か所である。  
※ 住民の3割(2100人)避難を想定すれば、体育館では足りず、校舎開放もあり得る。
- (2) 鶴岡市地域防災計画では、施設の管理者が避難所開設にあたりとされている。また、避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会、自主防災組織と協力して、管理を行うとされている。
- (3) 避難所に指定される場合、鶴岡市より開設準備班10名程度が五中に派遣されることになっている。その内3名は地区指定職員であり、大山在住である。

- (4) 以上のことから、二次避難所指定以前に自主的に避難してくる住民がいる場合  
**鶴岡市の開設準備班が機能するまでの期間、校長の責任の下で避難所を開設する。**
- (5) 夜間時、休日等で職員がいない場合に避難所を開設する場合もあるので、その場合は、体育館夜間開放用の鍵が大山コミセンにあるので、コミセン職員から解錠してもらう。
- (6) 教職員の緊急出動体制は、以下のとおりとする。
- ① 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生し、本校に避難所を本校に設置する状況となった場合は、校長は職務命令により職員を招集し、非常災害業務に従事させる。
  - ② 勤務時間中に災害が発生し、勤務時間に連続して時間外勤務を命じた場合、可能であれば翌日夜には一旦帰宅させ、家族の安否確認、家屋等の状況確認をさせる。
  - ③ 宿泊を伴う業務は、男性職員を基本とする。【仮眠所：職員更衣室、校長室】
  - ④ 避難所運営が軌道に乗ってきたら、2交代制、3交代制で対応する。
  - ⑤ 職員の健康管理に配慮する。可能であれば、代替措置をとる。

## 1 2 避難所運営の段階と学校の関与

### 第1段階【学校主体期：可能な職員は全員動員、管理職宿泊対応】

- ① 避難者の誘導、避難所の開設、運営組織立ち上げ
- ② 大山コミセン及び本校備蓄物資の提供
- ③ 食料品、飲料水、仮設トイレ、毛布等は、鶴岡市が速やかに準備
- ※ 災害発生から72時間（3日間）をめどに。

### 第2段階【権限移行期：2～3交代制】

- ① 鶴岡市開設準備班や大山自治会による避難所運営へ移行
- ② 学校職員は支援にまわる。近隣生徒のボランティア活動も開始。

### 第3段階【教育活動主体期：通常勤務】

- ① 学校教育活動再開に向けての校舎の環境整備（普通教室優先）
- ② 授業の早期再開（地震後、2週間以内）
- ③ 生徒ボランティアの日常的活用

## 1 3 避難所の施設運用

- (1) 可能であれば、体育館1～3階を避難所エリア、校舎を教育エリアとする。
- (2) 避難住民が多数の場合は、以下の順で受け入れていく。
  - ① 体育館2階アリーナ及び3階軽運動場 ※若干のマットあり
  - ② 体育館1階柔道場・剣道場 ※柔道場（畳）＝乳幼児・高齢者優先
  - ③ 北側校舎1階特別教室（多目的室、第1音楽室、第2音楽室、木工室、電気室）
  - ④ 北側校舎2階特別教室（美術室、家庭科室、特別支援教室）
  - ⑤ 南側校舎1階多目的室
  - ⑥ 北側校舎3階1年普通教室
  - ⑦ 南側校舎3階2年普通教室
  - ⑧ 南側校舎2階3年普通教室
  - ※ 上記でも収容できない場合は、廊下等のスペースも一時的に活用
  - ※ 避難が長引くことが予想される場合、町内会単位で場所割り
  - ⑨ 車中泊避難者のためにグラウンドを開放する。
    - ※ 車中泊避難者が、体を動かせるようにテントを設営する
    - ※ 正面玄関前スペースは、駐車禁止とする。
- (3) 校内に、以下の役割を持つ部屋・スペースを設置する。

- ① 避難所運営委員会（本部）は、体育館3階ミーティングルームに置く。
  - ② 机が固定されている2階第1・2理科室は配給等のバックヤードとして活用。
  - ③ 机が固定されている2階調理室は、簡易調理・湯沸かしスペースとして活用。
    - ※ ガス供給停止時は、簡易コンロで、ガス復旧後は、ガス台で
  - ④ シャワーは、体育館1階、3階にある男女更衣室で（水道復旧後）
  - ⑤ 更衣・授乳は、体育館1～3階にある男女別更衣室で
    - ※ 相談室脇にも職員シャワー室あり。洗濯機も設置。洗濯機は、家庭科室にも。
  - ⑥ 保健室を救護室、隣接の会議室を要介護者のスペースにあてる。
  - ⑦ 仮設電話は、体育館1階入り口に設置する。
  - ⑧ 避難者向けの情報発信掲示板を体育館入口に設置する。
  - ⑨ 図書室を乳幼児向けのプレイスペースとする。
- (4) **断水し、仮設トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレの設置が間に合わなかった場合は、以下のとおりとする。**
- ① **テニスコート脇外トイレを使用する。(男：小2、大1 女：2 障害者：1)**
    - ※ 用水路からバケツで水を汲み上げ、持参 ※ 揚水ポンプの借用も検討
  - ② **下水道が機能し排水用水を確保できれば、校舎1階トイレも使用を許可する。**
    - ※ 用水路からバケツで水を汲み上げ、持参
    - ※ 校舎1階トイレ＝職員トイレ、体育館1階トイレ
  - ③ **上記①②で間に合わない場合、ピロティーに簡易仮設トイレを設置する。**
    - ※ ブルーシートで囲い個室設置
    - ※ 体育祭で使う大型バケツ容器にためる方式に
- (5) 屋外に、以下の役割を持つスペースを設置する。
- ① ゴミ保管所は、自転車小屋に設置する。 ※分別毎表示
  - ② 給水車による給水スペースは、生徒昇降口付近の屋根のついた部分で行う。
  - ③ 炊き出しは調理室を基本とし、炊飯車の場合はグラウンドとする。
  - ④ フェンスで全面囲われているテニスコートを避難ペットのスペースとする。
    - ※ 一部をブルーシートで屋根がけし、水場設置
    - ※ エサやりと散歩は飼い主の責任で
- (6) 避難が長期化した場合、避難所を体育館に集約していく。少人数になったら、1階柔道場・剣道場に限定する。
- (7) 個人情報保護の観点から、職員室へは職員以外、立ち入りを許可しない。

#### 1.4 避難所運営委員会の構成と役割

- (1) 避難所運営委員会の構成
- ① 鶴岡市職員10名程度で固定（開設準備、住民登録、危険度判定）
  - ② 大山自治会代表（会長、副会長、事務局長のいずれか）
  - ③ 鶴岡五中代表（校長、教頭）
  - ④ 避難している町内会長代表
  - ⑤ 有識者（各種団体の長など）
- (2) 避難所運営委員会の役割
- ① 避難所の課題把握とその解決に向けた活動づくり
  - ② 鶴岡市及びその他の機関への報告・要請、渉外
  - ③ 学区二次避難所・コミセンとの連絡・調整
    - ・大山地区：大山小体育館、鶴五中体育館、大山コミセン
    - ・加茂地区：加茂水産高校体育館、加茂小体育館、加茂コミセン
    - ・湯野浜地区：湯野浜小体育館、湯野浜コミセン
    - ・西郷地区：西郷小体育館、西郷コミセン
    - ※ 電話回線不通の場合、大山コミセン・大山小とトランシーバーで連絡
    - ※ 地区防災本部は、各地区コミセンに置くことになっている。
  - ④ ルールを破る者、迷惑行為を重ねる者への退去命令

## 1 5 具体的な避難所運営組織

- (1) 避難者受付係
  - ・避難者受け入れ、避難場所までの誘導
  - ・避難者数把握（1日目は概数で可）、入退所者数の管理
  - ・町内会毎の避難者名簿の作成（2日目から受入カード記入）
  - ・各部屋に町内会名を表示・居住者名簿の掲示（長期化の場合）
- (2) 食料係
  - ・救援食料の分配、炊き出し対応
  - ・食事の配給・配膳 ※食物アレルギー対応
- (3) 物資係
  - ・避難者への物資提供（借用）呼びかけ
    - 【食材、灯油、発電機、揚水ポンプ、ストーブ、リヤカー等】
  - ・避難者からの提供物資運搬（車やリヤカーで）
  - ・飲料水・毛布等の配布
  - ・必要物資の手配【プロパンガス・コンロ、発電機、灯油等】
  - ・救援物資の管理
- (4) 施設係
  - ・避難者受入エリアの決定
  - ・避難所の巡回・安全点検
  - ・案内表示・エリア表示
  - ・避難者が車で来た場合、グラウンド駐車場へ誘導・整理
- (5) 保健・救護係
  - ・健康状態の把握（特に高齢者、乳幼児）※車椅子1台 ※食物アレルギー対応
  - ・応急手当
  - ・感染防止
  - ・メンタルケア
  - ・校医との連携（おかべ内科胃腸科医院、富樫歯科医院）
  - ・地区医療機関との連携（協立大山診療所、さいとうクリニック、わだ内科医院）
  - ・老人福祉施設との連携（特別養護老人ホームおおやま、養護老人ホーム友江荘）
- (6) 衛生管理係
  - ・換気及び暖房
  - ・ゴミ処理対応
  - ・仮設トイレの管理
  - ・シャワー室の管理
  - ・清掃班の編成
- (7) 以下の係は、必要に応じて設置する。
  - ① ボランティア係
    - ・避難者への協力依頼・応募
      - （仮設トイレ組み立て、トイレ用水汲み上げ・運搬等）
    - ・外部ボランティア受入れ、配置（市社会福祉協議会とのニーズ調整）
  - ② 広報係
    - ・避難住民への掲示板による情報提供（道路状況、近隣避難所情報等）
    - ・大山地区在宅者への情報提供 ※自治会広報車
    - ・可能であれば、記録写真撮影
  - ③ 相談窓口
    - ・ニーズや苦情を避難所内の担当や外部へ報告・連絡

## 1 6 大山地区以外の避難者への対応

- (1) 津波被害が甚大な場合、加茂地区から来る可能性がある。その際も、大山地区か

らの要援護者と同様にする。

※ 湯野浜地区は、高層ホテルや高台のホテルに避難可能か？

(2) 幹線道路が寸断された場合、長距離運転手等の帰宅困難者も若干名考えられる。  
通常の避難者と同様にするが、エリアの区分も検討する。

※ 大型トラック駐車場＝グラウンド

## 17 障害者・要介護者への対応

- (1) 保健室を要介護者対応、保健室に隣接する会議室を障害者対応にあてる。
- (2) 在宅介護の方が避難所に避難して来た場合は、福祉避難所にもなっている特別養護老人ホームおおやま、養護老人ホーム友江荘に依頼する。
- (3) 必要に応じて、医療機関との連携を図る。

## 18 今後の動き

### ① スクールバス運行に関する鶴岡市教育委員会管理課と庄内交通との確認

- ・大地震発生及び大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合の対応
- ・スクールバス運転手への指導（情報入手、避難判断、運行経路のハザードマップ）

### ② 全職員及び生徒・保護者による共通理解・危機意識共有

- ・確定後、職員研修
- ・その後、生徒の指導、訓練（PDCA）
- ・保護者への周知

### ③ 大山コミセン、大山自治会、大山小との共通理解・組織化

- ・初期対応、備蓄品の融通、避難所運営等

### ④ 地域企業への物資提供用、協力依頼（主に保護者や同窓生を中心に）

- ・発電機、投光器等の資材
- ・飲料水、食料

※ 基本的には、鶴岡市と企業が協定を締結



# 鶴岡五中 地震発生時対応マニュアル(生徒用)

場所		安全確保	一次避難	二次避難	
校内	教室	机の下へ 椅子の脚を持つ 頭部を守る	体育館アリーナへ	火災以外は、 二次避難なし	
	廊下・外	落下物・倒壊物 ・移動物を避ける 頭部を守る			
登校	徒歩	一旦停止 頭部を守る 落下物・倒壊物 ・移動物を避ける ※ブロック塀注意 ※自販機注意	自宅へ戻るか、 登校するか、 近くの一次避難所に行くか、 距離で判断	二次避難所へ 体育館アリーナへ	
	自転車				
	バス	海岸部	一旦停車 運転手の判断 ※津波情報収集 ※崖崩れの有無	津波警報発令→高台へ ・金沢：熊野神社 ・宮沢：稲荷大明神 ・湯野浜：湯野浜温泉神社、 ・乗慶院、満光園、 ・電車道より上に ・油戸：西目方面に ・今泉：加茂水産高校グラウンド ・加茂：加茂坂	二次避難所へ 津波二次避難所へ ・各コミセン ・各小学校
		海岸部以外		津波警報発令→五中に向かう	体育館アリーナへ
下校	徒歩	一旦停止 頭部を守る 落下物・倒壊物 ・移動物を避ける ※ブロック塀注意 ※自販機注意	自宅へ戻るか、 学校に戻るかか、 近くの一次避難所に行くか、 距離で判断	体育館アリーナ または 二次避難所へ	
	自転車				
	バス	海岸部	一旦停車 運転手の判断 ※津波情報収集 ※崖崩れの有無	津波警報発令→高台へ ・金沢：熊野神社 ・宮沢：稲荷大明神 ・湯野浜：湯野浜温泉神社、 ・乗慶院、満光園、 ・電車道より上に ・油戸：西目方面に ・今泉：加茂水産高校グラウンド ・加茂：加茂坂	二次避難所へ 津波二次避難所へ ・各コミセン ・各小学校
		海岸部以外		津波警報発令→五中に戻る	体育館アリーナへ
自宅		頭部を守る 落下物・倒壊物 ・移動物を避ける	一次避難所へ	二次避難所へ	

## 地震発生

# 鶴岡五中 地震発生時対応マニュアル(職員用)

地震発生		安全確保	一次避難	二次避難 直後対応	事後対応
生徒の動き	校内	<p>○頭部を守る。 ○机の下に入り脚を押さえる。 ○落下物、倒壊物、移動物避け る。 ・窓際にいらない ・蛍光灯の下にいらない</p> <p><b>【安全確保】</b> ①生徒へ安全確保の指示 【教科担任、部活動顧問】 【校内放送：管理職】 ②避難路確保（出入口を開ける） 【教科担任】 ③不安軽減の声かけ 【教科担任】</p>	<p>○周囲の状況を把握する。 ○落下・倒壊・移動物、道路状況） ○頭部を守り、安全な場所に避難する。 ※本校の場合、アリーナが最終避難所</p>	<p>○周囲の状況を把握する。 ・特に津波警報等の発令状況に注意 ・崖崩れ、道路の亀裂にも注意 ○より安全な場所に避難する。 ※本校の場合、アリーナが最終避難所</p>	<p>○安全に帰ることができるまで、学校待機 ○安全確認後、下校。または、引き渡し。 ○学校が避難所になった場合、休校もあり。</p>
	校外	<p><b>【主体的避難】</b> ①避難指示【校内放送：管理職】 ・緊急地震速報、エリアメモール活用 「体育館アリーナへ、全員避難開始」 ・放送不可→手分けし、各階へ ②避難誘導【教科担任】 ③人員報告 ④不明者捜索【担当外男性職員】 ⑤本部携帯品搬出【事務、事務補助】 ・防災無線、携帯電話、携帯ラジオ ・生徒名簿、救護用品等 ⑥情報収集【管理職】 ・携帯ラジオ、ワンセグテレビ等、インターネット、防災無線にによる、震源地、震度、津波等に関する最新情報を収集する。</p>	<p><b>【本部的避難】</b> ①校内対策本部を設置 ②情報収集（津波警報等の発令状況） ③施設設備点検 ・電気 ・上下水道 ・都市ガス ・回線電話・携帯電話 ④市教委へ被害報告一報 （指導係57-4864） ⑤下校措置の判断 ・通学路の安全確認 ・スクールバス運行の可否確認 ⑥電話不通の場合、災害伝言ダイヤル 171メッセージ録音 ⑦自校出火の場合のみ、二次避難指示 ・出羽商工会 太山支所 ・大山コミセン ・大山小</p>	<p><b>【本部設置・状況把握】</b> ①校内対策本部を設置 ②情報収集（津波警報等の発令状況） ③施設設備点検 ・電気 ・上下水道 ・都市ガス ・回線電話・携帯電話 ④市教委へ被害報告一報 （指導係57-4864） ⑤下校措置の判断 ・通学路の安全確認 ・スクールバス運行の可否確認 ⑥電話不通の場合、災害伝言ダイヤル 171メッセージ録音 ⑦自校出火の場合のみ、二次避難指示 ・出羽商工会 太山支所 ・大山コミセン ・大山小</p>	<p><b>【復旧に向けて】</b> ⑦自主避難者のために、体育館開放準備 ・開放入りに誘導員配置 ・学校備蓄・備品等の供与 ⑧二次避難所指定に備え、開設準備 ・外トイレ解錠 ・学校向かいコンビニから飲料水筒購入 ⑨教育課程を変更（休校）するかの判断 ⑩市防炎安全課との連携 ・開設準備班受入 ⑪大山コミセン、自治会との協力 ⑫避難所間の連携</p>
登下校	徒歩	※ 生徒の自主的判断（自宅か、五中か、近なか、近くの一次避難所へ） ※ 五中に来たら、アリーナへ誘導			
	自転車				
	バス	※ 運転手の判断、庄内交通の指示（高台へ、もしくは五中へ） ※ 五中に来たら、アリーナへ誘導			
自宅	※ 生徒、保護者の判断（自宅がハザードマップで浸水区域にある場合、高台避難） ※ 「自分の身は自分で守る」「率先避難者たれ」「助けられる人から、助ける人へ」				

### III 火災発生時の対応

※ 火災報知器で火災通報の可能性



## IV 台風・落雷・竜巻発生時の対応

### 1 登校時（主に、台風・爆弾低気圧の接近、暴風警報発令）への対応

- 前日帰りの会前 臨時職員打合せで以下のことを確認  
1) 台風の進路によっては、休校するかもしれないこと  
2) 休校する場合、明朝、連絡メール等を活用すること  
保護者携帯電話に連絡メールか担任が各家庭へ電話連絡すること  
3) 上記2点を帰りの会で生徒に伝えること
- 午前5時 気象情報の確認（台風の進路、暴風警報灯の発令状況：校長・教頭）  
学区在任職員（いなければPTA役員）から通学路情報を得る（教頭）  
※ 崖崩れ、倒木、浸水、強風、高潮の状況等
- 午前5時30分 校長・教頭が電話で協議し、教育課程の変更の有無を判断  
1) 台風が登校時直撃：休校  
2) 台風が登校時以外に通過：登校時間の変更、通常通り
- 午前5時40分 教頭が庄内交通（22-2608）にスクールバス運行の変更を伝える  
教頭が各学年主任に電話連絡
- 午前6時 連絡メールで職員・生徒へ連絡（各学年主任→学年担任→生徒）  
連絡メールと電話連絡で生徒と教職員へ連絡。（各学年主任→学年担任→生徒）
- 午前7時30分 学校への問い合わせへの対応（教頭）
- 午前8時 給食中止の場合、給食主任が給食センター（22-0411）へ連絡
- 午前8時30分 教頭が鶴岡市教育委員会管理課経理係（57-4862）へ以下の2点を報告  
1) 施設設備点検の結果（被害の有無）  
2) スクールバス運行の変更  
教育課程を変更した場合、教頭が学校教育課指導係へ報告（57-4864）

### 2 下校時（主に、豪雨・落雷・竜巻・豪雪・吹雪）への対応

- 1 気象情報の確認
  - ① 雷鳴、積乱雲・黒雲等の空模様、風雨の強さ
  - ② 記録的短時間大雨（大雪）情報、土砂災害警報情報、竜巻注意情報、暴風雪警報等の発令
- 2 通学路情報の収集（崖崩れ、倒木、浸水、高潮等の状況）
- 3 校長・教頭を中心に判断
  - ① 豪雪が予想される場合は教育課程を短縮し、安全なうちに下校 ※バス時間変更・集団下校  
※ 教育課程を変更し早く帰宅させる場合、その旨、各家庭へ電話連絡する。
  - ② 豪雨・落雷・竜巻の場合、気象現象がやむまで学校待機。やまない場合、生徒引き渡し。  
※ 生徒引き渡しとした場合は、保護者の迎えを待つ。
- 4 教育課程を変更した場合、鶴岡市教育委員会学校教育課指導係へ報告（57-4864）

### 3 落雷・竜巻への対応

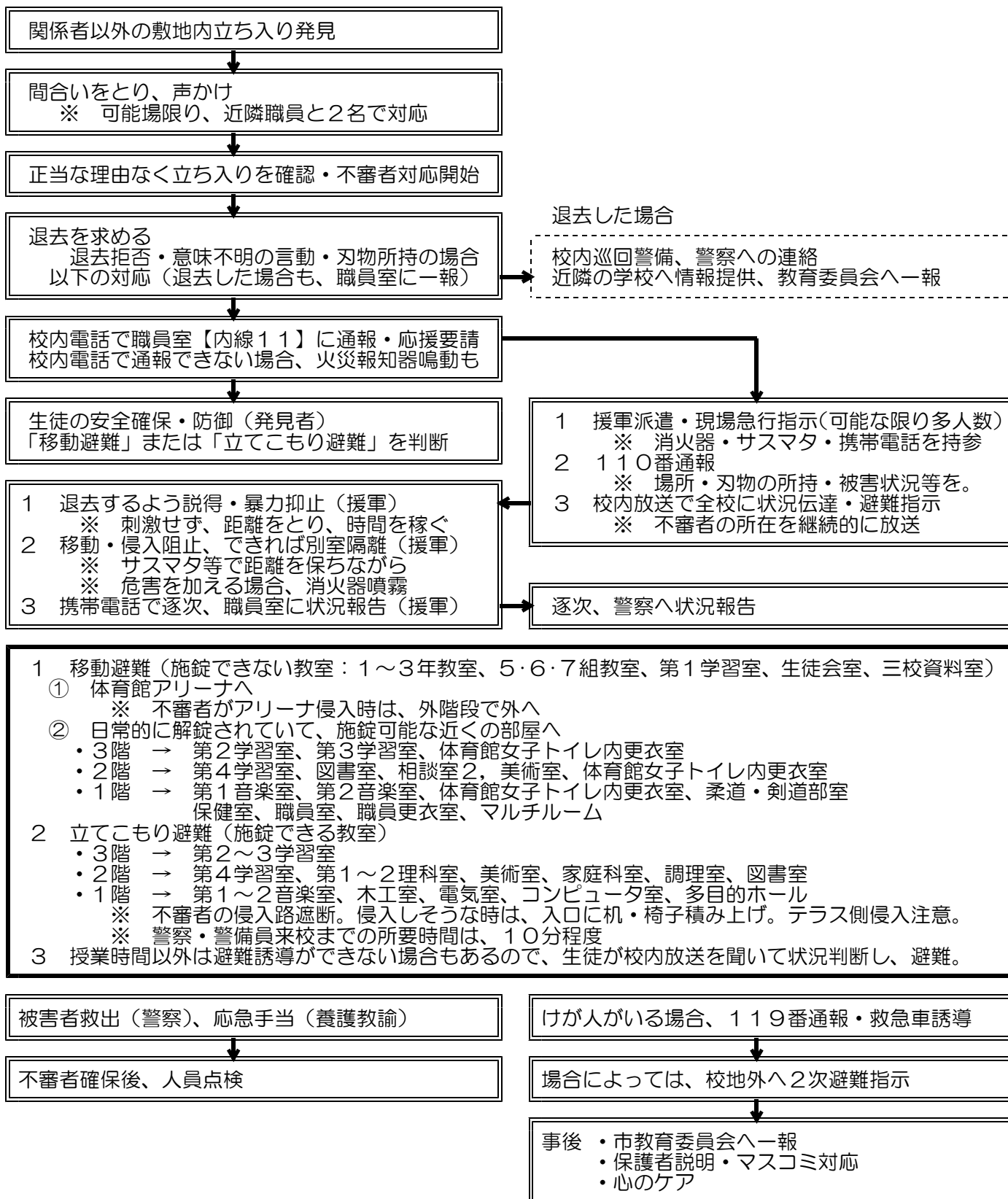
- 1 「竜巻注意情報」がでた場合、生徒に放送で知らせ、注意喚起する。  
竜巻注意情報が出ていない場合でも、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生する、積乱雲が近づく、雷が降る等の場合は、竜巻が発生する恐れがあるので、その際は、頑丈な建物に避難し、窓から離れ、安全を確保するよう指導する。
- 2 屋内にいた場合
  - ① 落雷：校舎内にいる場合は、安全である。
  - ② 竜巻：開いている窓は閉めてカーテンを閉め、窓から離れ、建物の中心に近いところで、机などの下に身を潜めて頭を保護する。
- 3 屋外にいた場合
  - ① 飛散物に注意し、頑丈な建物の中に避難する。その際、壁から離れる。軒先は安全ではない。
  - ② 近くに建物がない場合、体が収まるような水路やくぼみがあれば入り、頭を保護する。なければ、しゃがみ、身を低くする。
  - ③ 近くに公園内がある場合は、鉄筋コンクリート造のトイレの中に駆け込む。あずま屋は、安全ではない。
  - ④ トンネルの中は、安全である。バスなどの自動車の中も、落雷に関しては安全である。

## V 不審者侵入時の対応

- 1 校内への入口は、基本的に職員玄関に絞る。昇降口・シャッター等、出入り可能なところをつくらない。
- 2 外で体育を行っている時も、昇降口は、「戸が閉まっている状態」にしておく。
- 3 職員が同行しておらず入校許可証も下げていない者は、不審者と見なし以下の対応をとる。

### 現場の動き

### 職員室の動き



# 非常災害対策と避難訓練

## 1. 目標

- ①火災・地震・風水害などの非常事態に備えて、生徒の生命の安全を図る。
- ②非常災害の発生に際して避難の方法を理解し、沈着・冷静・迅速に行動し、規律や秩序を守り、統制のとれた行動を習慣化する。
- ③災害に対する知識や理解を深め、身の安全を保持する能力を育てる。
- ④常時安全の確保と適切な分担と組織により、災害の被害を最小限に抑える。

## 2. 実践

### (1) 火災に対して

- ①火気の取扱いは使用中や使用後の始末や防火の処置に十分に注意する。
- ②火気使用箇所には火気取扱い責任者を定め、器具の点検や消火の確認をする。
- ③火気使用箇所では、生徒の行動や整理整頓に留意し危険防止に努める。
- ④消火器の配置・充填、電気配線の点検を行う。
- ⑤火災による避難の場合は出入り口や窓を閉める。
- ⑥火災による諸想定訓練を重ね、事態に応じた行動が取れるようにする。
- ⑦冬季の火気・暖房使用時の想定は別に定める。

### (2) 風水害に対して

- ①登校前、登校後の処置については本部の指示を受ける。
- ②登校停止、登校見合わせの連絡通報は本部の指示に従って各学級の連絡網で通達する。
- ③気象・台風・洪水の情報に十分注意し、下校に際しては集団下校の組織的活動で事故防止を図る。
- ④登校時に災害発生の場合は状況により授業停止・集団登校・地域連絡等の適切な処置をとる。
- ⑤必要に応じて保護者・地域の方々の協力を求めて安全な下校の処置をとる。

### (3) 雪害に対して

- ①概ねは風水害に準ずる。
- ②猛吹雪や雪崩の発生など非常事態があることを知らせ、事故防止に留意させる。
- ③建物や樹木の下で遊ばせないこと、戸外の遊び場、スキー場についても危険のないように指導する。
- ④猛吹雪のため登校見合わせの連絡、通報は本部の指示を受ける。

### (4) 地震に対して

- ①状況を正しく判断し、机の下に身を隠す・戸外に逃げる等の適切な処置をとる。本部も適切な指示・連絡にあたり、以後の状況に応じて行動させる。
- ②初振の時に教室の出入り口などの避難経路を確保し、避難の際はタオルや教科書等で頭を保護し、倒壊・落下の危険のある場所を避ける。
- ③避難に際しては火気の処置に留意し、原則として戸外の広場に集合する。
- ④地震時に地面に亀裂や冠水、電線の切断のある箇所は通らない。
- ⑤津波や山津波についても十分理解を深めておく。

### (5) 落雷に対して

- ①落雷について理解を深めておく。
- ②登下校時にあった場合は大木の下に避難する。また、金属類の物は体から離す等の処置について指導をしておく。
- ③事故発生の際、目撃者は至急その旨を近隣の大人に連絡する。

### 3. 非常災害発生時の措置

- ①非常災害発生時の場合、火災の場合は火災報知器が作動し、ブザーが鳴る。校内放送により、災害発生の場所・状況・避難場所を指示する。火災以外の非常災害時は緊急放送により、災害発生の場所・状況・避難場所を指示する。
- ②生徒は放送や教科担任、学級担任の指示に従って避難する。
- ③火災の場合、ハンカチ等で口を押さえ、出入口を広くし、教室・廊下の窓を閉じ避難する。
- ④地震の場合、出入口・窓を開け、避難口を確保する。また、落下物に留意し、タオルや教科書などで頭部を保護し、建物の側を通らないように避難する。
- ⑤避難場所に到着後、誘導者は速やかに学年主任に異常の有無を報告する。  
\*誘導者（学級担任）→ 学年主任 → 本部（教頭）→ 本部長
- ⑥避難後は状況によって、本部の指示により救助・搬出・消火等を行う。

### 4. 避難訓練年間計画

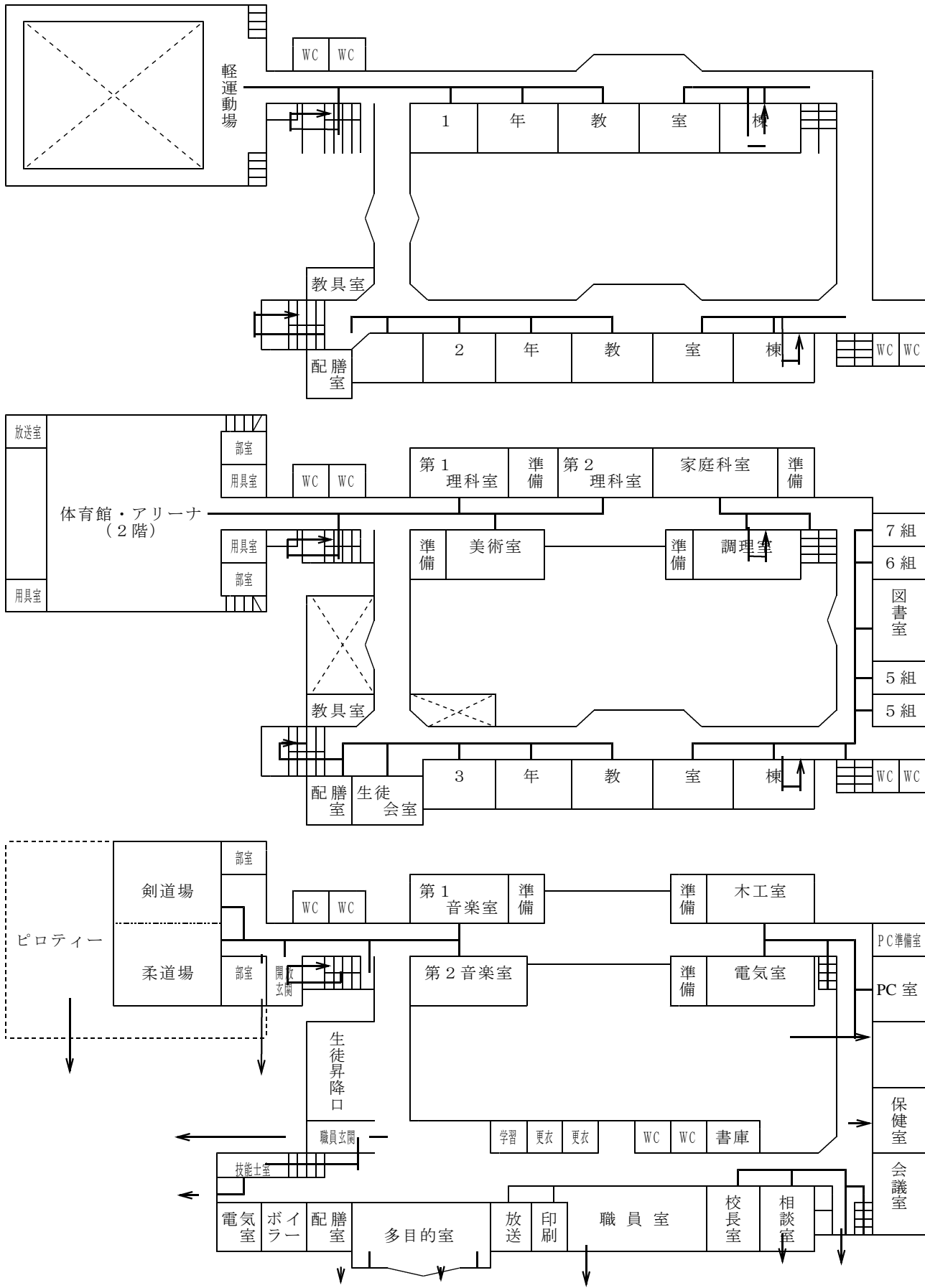
回	月 日	想 定	ね ら い	予 告
1	4月14（金）	地 震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時の基本的な避難の仕方と行動様式を身に付ける。</li> <li>・過年度の課題を改善し、より実践的、体験的な内容にする。</li> </ul>	あ り
2	9月22日（月）	火 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生時の基本的な避難の仕方と行動様式を身に付ける。</li> <li>・避難経路の確認をする。</li> <li>・教師の役割分担を確認する。</li> </ul>	な し

\*校内研修会が設定できれば、職員の防災意識を高める研修を行う。

### 5. 災害時の職員の任務と責任者

係	職 員（◎が責任者）	活 動 内 容
本 部	◎校長（教頭、小久保、山口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の全体指揮</li> <li>・総括指示を出し、報告受理</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul>
通報・搬出	◎工藤、佐藤亜、池田、齋藤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・119番通報</li> <li>・災害時警報・災害場所の報告</li> <li>・公簿・重要書類の搬出</li> </ul>
初期対応	◎菅原有、本間（その他は全教員で対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・被害拡大の防止と安全確保</li> <li>・防火シャッター操作</li> </ul>
救 護	◎佐藤千（その他は全教員で対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室・別室生徒の誘導</li> <li>・救急薬品や用具の整備・準備</li> <li>・負傷者や病人の救護処置</li> </ul>
巡視・救助	◎佐藤友（その他は全教員で対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内外の巡視の指示</li> <li>・不明者の搜索と負傷者の救助</li> </ul>
避難誘導	（全教員で対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒への避難指示と誘導</li> <li>・状況を本部に報告</li> <li>・保護者連絡、引き渡し</li> </ul>

# 避難経路図



体育館への避難・・・4（3）組から移動開始。1 学年は右側、2 学年は左側で軽運動場より入る